



稲城市告示第94号

坂浜地区の一部における住居表示の実施

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第3項の規程に基づき、住居表示を実施する区域等を次のとおり定めた。

令和8年8月17日

稲城市長 高橋 勝



1 住居表示を実施する区域

坂浜一丁目及び坂浜二丁目(別紙のとおり)

2 実施期日

令和8年10月3日

3 住居表示の方法

街区方式

4 街区符号及び住居番号

別紙のとおり